

田川市墓地等の経営の許可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による経営の許可等に係る墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置場所及び構造設備の基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(墓地の設置場所)

第3条 墓地の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 住宅、学校、病院その他公衆の多数集合する場所（以下「住宅等」という。）から墓地までの距離は、100メートル以上であること。
- (2) 河川又は湖沼に近接していないこと。
- (3) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

(墓地の構造設備の基準)

第4条 墓地の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 墓地を区画する塀又は密植した垣根を設けること。
- (2) 前号の塀又は密植した垣根は、周囲の環境に調和したものであること。
- (3) 個々の墳墓に接し、支障なく墓参することができるよう幅員1メートル以上の通路を設けること。
- (4) 雨水又は汚水の滞留を防止する排水設備を設けること。

(納骨堂の設置場所)

第5条 納骨堂の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内地であること。
- (2) 納骨堂の周囲に、適当な空き地を確保できる土地であること。

(納骨堂の構造設備の基準)

第6条 納骨堂の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 外壁及び屋根は、耐火構造とすること。
- (2) 堂内納骨設備は、不燃材料を用いること。
- (3) 出入口の扉は、施錠ができる構造であること。
- (4) 換気のための設備を設けること。

(火葬場の設置場所)

第7条 火葬場の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 住宅等から火葬場の主たる建物の外壁までの距離は、250メートル以上であること。
- (2) 河川又は湖沼に近接していないこと。
- (3) 飲料水を汚染するおそれのない土地であること。

(火葬場の構造設備の基準)

第8条 火葬場の構造設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 火葬場を区画する塀又は密植した垣根を設けること。
- (2) 出入口には、門扉を設けること。
- (3) 火葬炉には、防じん及び防臭の十分な能力を有する装置を設けること。
- (4) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合室その他必要な附属設備を設けること。

(基準の緩和)

第9条 市長は、災害の発生又は公共事業の実施に伴い墓地等を移転する場合その他特別な理由がある場合であって公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるときは、第3条から前条までに規定する基準を緩和することができる。

(墓穴の深さ)

第10条 墓穴の深さは、2メートル以上としなければならない。ただし、土地により2メートルに達し難いとき、又は焼骨を埋蔵するときは、この限りでない。

(経営の許可の申請)

第11条 法第10条第1項の規定による経営の許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 墓地等の周囲250メートル以内にある道路、河川、湖沼及び住宅等の位置並びにこれらから墓地等までの距離を示した見取図
- (2) 墓地にあっては、その区域を明らかにした図面及び墳墓等の配置図
- (3) 納骨堂及び火葬場にあっては、建物の平面図、立面図、構造仕様書及び配置図
- (4) 墓地等の敷地に係る登記事項証明書、字図の写し及び丈量図
- (5) 申請理由を記載した書類
- (6) 墓地等の敷地について申請者以外の者が権利を有している場合は、その者の承諾書

- (7) 申請者が法人（地方公共団体を除く。以下同じ。）である場合は、当該法人の定款、規則、規約その他これに準ずる書類及び登記事項証明書並びに申請することを議決した時の議事録
- (8) その他法令による許可等を要するものにあつては、その許可書等の写し（当該許可書等を添付できない場合は、その理由を記載した書類）
- (9) 墓地等の維持管理の方法を記載した書類
- (10) 資金計画書
- (11) 墓地又は火葬場にあつては、申請地の隣接地の土地の登記事項証明書及び字図の写し並びに当該土地の所有者及び使用者の承諾書（当該承諾書を添付できない場合は、その理由を記載した書類）
- (12) その他市長が必要と認める書類
（変更の許可の申請）

第12条 法第10条第2項の規定による変更の許可を受けようとする者は、前条の例により墓地等変更許可申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更の内容を明らかにした図面
- (2) 墓地又は納骨堂において改葬を要する場合は、改葬が完了したことを証する書類
- (3) 前条第2項各号に掲げる書類
（廃止の許可の申請）

第13条 法第10条第2項の規定による廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、第11条第2項第1号、第4号、第5号及び第7号並びに前条第2項第2号に掲げる書類を添付しなければならない。

（経営許可書等の交付）

第14条 市長は、前3条の規定による申請に対して許可したときは、次により許可書を交付する。

- (1) 第11条に規定する許可 墓地等経営許可書（様式第4号）
- (2) 第12条に規定する許可 墓地等変更許可書（様式第5号）
- (3) 前条に規定する許可 墓地等廃止許可書（様式第6号）

2 市長は、前項に掲げる許可をしないときは、墓地等（経営・変更・廃止）不許可通知

書（様式第7号）を交付する。

（みなし許可に係る届出）

第15条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合にあっては、その墓地又は火葬場の経営者は、速やかにみなし許可に係る届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業の事業計画の認可を証する書類の写し
- (2) 墓地又は火葬場を新設する場合にあっては、第11条第2項第1号から第4号まで及び第12号に掲げる書類
- (3) 墓地又は火葬場を変更する場合にあっては、第11条第2項第1号から第4号まで及び第12号並びに第12条第2項第1号及び第2号に掲げる書類
- (4) 墓地を廃止する場合にあっては、第11条第2項第1号、同項第4号及び第12条第2項第2号に掲げる書類

（工事の完了の届出）

第16条 墓地等の経営者は、墓地等の新設又は変更の工事が完了したときは、速やかに墓地等工事完了届出書（様式第9号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 前項の検査を受けた後でなければ、当該墓地等を使用に供してはならない。

（変更の届出）

第17条 墓地等の経営者は、第11条又は第12条の規定により提出した申請書に記載した事項又は第15条第1項の規定により提出した届出書に記載した事項に変更が生じた場合（当該変更について法第10条第2項の規定により許可を要する場合は除く。）は、速やかに墓地等の許可申請書記載事項変更届（様式第10号）に、変更を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に福岡県墓地等の経営の許可等に関する規則（昭和63年福岡県規則第37号）に基づきなされた申請、届出その他の行為については、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。